

年中受付

# 出張講習のご案内

足利労働基準協会では、年間計画で実施する定期講習のほか、事業所に向いての「出張講習」を実施しています。

## 講習メニュー(例)

- 事業所が必ず実施しなければならない安全衛生教育  
雇い入れ時安全衛生教育(1日)  
職長教育(2日)
- 危険・有害な作業を行う場合に、義務付けられている特別教育  
フルハーネス特別教育(1日)
- 事業所が選任しなければならない資格者を養成する講習  
保護具着用管理責任者講習(1日)  
熱中症予防管理者講習(半日)
- 5年ごとに再教育が必要とされる安全衛生教育  
職長能力向上教育(製造業)(1日)
- その他の安全講習  
KYT(危険予知トレーニング)実践講習

上記講習以外にも、足利労働基準協会に所属する専門講師を派遣して、各種の安全衛生教育が実施できます。

受講料は、定期講習と同額で、別途の出張費用等はありません。

定期講習と同じカリキュラムで実施しますので、受講終了後に「修了証」を交付します。

便利！

10人以上の受講者が集まれば、必要とする講習を、自分の会社で、都合の良い時期に、受けることができますので、ぜひご検討・ご活用ください。

★令和7年4月～8月実績 (7事業所)★

雇い入れ時安全衛生教育、フルハーネス特別教育、熱中症予防管理者講習、クレーン特別教育、保護具着用管理責任者講習